

指定訪問リハビリテーション・指定予防訪問リハビリテーション重要事項説明書

1 事業者の概要

事業者の名称	古畑病院
事務所の所在地	〒154-0001 東京都世田谷区池尻2-33-10
電話番号	03(3424)0705
法人の種別・名称	個人・古畑病院
代表者職	院長
代表者氏名	古畑 正
事業所の名称	古畑病院訪問リハビリテーション事業所
事業所の所在地	〒154-0001 東京都世田谷区池尻2-33-10
事業所の電話番号	03(3424)0705
介護保険事業所番号	1311270032
指定年月日	令和4年5月1日
交通の便	東急田園都市線「池尻大橋」下車
通常の事業の実施地域	世田谷区・渋谷区・目黒区

2 職員の概要

職種	人員数	勤務の体制
管理者(医師)	1名	常勤 1名
理学療法士	8名	常勤 8名
作業療法士	1名	常勤 1名

令和7年5月時点

3 サービスの提供時間

月曜日から土曜日	8:30～17:30
日・祭日	休み
営業をしない日	年末年始(12月29日午後から1月5日)等事業者が指定する日

4 指定訪問リハビリテーションの運営の方針

通院リハビリのみでは家庭内でのADL自立が困難な利用者に対し、ケアマネジメント結果から家屋状況確認・環境調整を含む訪問リハビリが必要と判断された場合に提供します。専門職が

自宅を訪問し機能訓練と生活環境整備を実施し、ADL向上と転倒予防を図りつつ、利用者・家族が生きがいを持ち安心して在宅生活を継続できるよう支援します。

5 利用料金

- a. 介護保険適用部分:介護保険の法定自己負担額
- b. 保険給付の範囲を超えるサービス:全額自己負担
- c. 制度改定時

料金は改定後の料金表をお渡しした時点で同意があったものとみなします(料金表は別途配付します)。

- d. 交通費

区分	利用者負担額	備考
通常の事業実施地域 (当院から片道2 km 以内)	無料	
2 km 超 – 3 km 以内	1 回 550 円(税込)	
3 km 超	個別見積	事前にご相談のうえ、対応可否と費用を提示します。

※移動距離は自転車等による道路距離で算定します。

- e. その他の費用

訪問時に使用する水道・ガス・電気などは利用者負担となります。

- f. 料金の支払方法

月次精算:前月分を毎月15日までに請求し、28日までにお支払いください。

支払方法:病院窓口での現金払いまたは銀行口座振込。

- g. キャンセル料

ご連絡のタイミング	キャンセル料
ご利用日の2日前まで	無料
ご利用日の前日まで	基本料金の50 %
当日(連絡なしを含む)	基本料金の100 %

※キャンセルが必要な場合は、速やかに当事業者へご連絡ください。

h. 償還払いとなる場合

被保険者証に「償還払い」等の記載（保険料滞納による支払方法変更）がある場合は、費用の全額を一旦お支払いください。当事業者がサービス提供証明書を発行しますので、市町村窓口に出し、介護保険適用部分の払い戻しを受けてください。

6 サービスの利用方法

i. 利用開始

- a. 訪問リハビリテーションをご希望の方は、まず当事業所へご連絡ください。その後、当院の主治医に相談のうえ受診していただき、訪問リハビリの必要性を医師が判断します。
- b. 医師の指示が得られた後、担当職員が訪問し、サービス内容をご説明し、同意後に実施計画書を作成し、サービス開始します。
- c. 居宅サービス計画を作成している場合はケアマネジャーへの事前相談が必要です。
- d. 継続的に当院を受診されている方（かかりつけ患者様）を優先してサービス提供いたします。これは医師の診療情報や治療方針とリハビリの連携を円滑に行うためです。訪問可能な地域・人員体制に限りがあるため、あらかじめご了承ください。

j. サービスの終了

- a. 利用者のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の1ヶ月前までに文書で申し出てください。
- b. 当事業者の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。この場合は、サービス終了日の1ヶ月前までに、文書により利用者へ通知します。
- c. 自動終了
次の場合は、サービスは自動的に終了となります。
 - 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - 利用者の要介護度が非該当(自立)と認定された場合
 - 利用者が亡くなったとき
- d. その他
 - 当事業者が、正当な理由がなくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、利用者や利用者の家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を終了することができます。

- 利用者がサービスの利用料金を3ヶ月以上滞納し、支払の催告を再三したにもかかわらず支払わないとき、利用者が当事業者に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で利用者に通知することにより、直ちにこのサービスを終了させていただく場合があります。

7. サービスの内容

- a. リハビリテーション
- b. 介護指導
- c. 福祉機器に関する助言
- d. 住宅改修に関する助言
- e. 福祉サービスに関する助言
- f. その他、利用者の心身の状況等に応じて必要と判断される支援

サービスは懇切・丁寧提供し、提供方法等については利用者に分かりやすく説明します。なお、リハビリテーションを実施する際は、必ず医師の文書による指示に従います。

8 訪問を担当する職員

- a. 職員は常に身分証明書を携帯しており、利用者は必要に応じてその提示を求めることができます。
- b. 利用者は、いつでも指定訪問リハビリテーション従事者の変更を申し出ることができ、事業者は正当な理由がない限りこれに応じます。
- c. 当事業者は、指定訪問リハビリテーション従事者が退職した場合など正当な理由がある場合に限り、当該従事者を変更することができます。

9 緊急時の対応方法

指定訪問リハビリテーションの提供中に利用者に容体の変化等があった場合は、速やかに利用者の主治医に連絡します。

10 苦情処理

利用者は、当事業者の指定訪問リハビリテーション又は指定予防リハビリテーションの提供について、いつでも苦情を申し立てることができます。利用者は、当事業者に苦情を申し立てたことによる不利益はありません。この他、区や国民健康保険団体連合会窓口で苦情を申し立てることができます。

相談先	窓口	電話番号
古畑病院訪問リハビリテーション事業所	訪問リハビリ管理者	03-3424-0705
東京都国民健康保険団体連合会	東京都国民連合会苦情相談窓口	03-6238-0177
各区役所	介護福祉課等	

11 風水害発生時のサービス対応

風水害によるサービスの中止・開始時間の延期については下記が想定される時に検討を行います。

中止・開始の遅延	
中止の判断	サービス提供地域に大雨特別警報が発令中(予測される時)
	サービス提供地域の河川に氾濫危険情報が発令中(予測される時)
	サービス提供地域に大雨・洪水・土砂警報が3つ同時に発令中(予測される時)
	上記以外でサービス提供場に向かう際に身の危険を感じるような天候状況
	周辺地域の学校の休校等(職員の確保が困難)
	大規模停電により信号機が作動していない時
開始の遅延	サービス予定時間後の天候状況回復により、提供が可能と判断をされた時

利用者(家族)へのご連絡

○ 前日まで(事前予測が可能な場合)

前日までにサービスの中止や開始時刻の変更の可能性がある場合は、事業所より電話でお知らせし、最終決定は当日の電話連絡で行います。

○ 当日

風水害などにより当日のサービス中止または開始時刻の変更が必要となった場合は、サービス開始予定時刻前に職員が直接電話でご連絡します。

12 個人情報の保護について

当事業者は、サービス提供に際して知り得た利用者およびご家族の個人情報を、関連法令（介護保険法、個人情報保護法等）を遵守のうえ適正に管理します。

- 個人情報は、業務遂行に必要な範囲内でのみ利用します。
- 本人の同意がある場合、または法令に基づく場合を除き、第三者へ提供いたしません。
- 個人情報の取扱いに関するご質問・ご相談は、いつでも当事業所までお問い合わせください。